

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同法第十八条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十六年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積（㎡）	
農事組合法人下川西	庄原市川西町一九番地	庄原市川西町貞森一七九二ほか一五筆	二七、五二四	
農事組合法人いなき	東広島市高屋町稲木六〇五番地九	東広島市高屋町稲木一二番一ほか二七二筆	三二四、二二六	
西本 二三夫	東広島市豊栄町乃美三〇三九番地二	東広島市豊栄町別府三三〇番二ほか八筆	一四、三九二	
農事組合法人うやま	東広島市河内町宇山一二四七番地一	東広島市豊栄町能良一九五五番ほか九筆	一五、六六二	
川崎 達次	東広島市河内町戸野九五六番地一	東広島市河内町戸野字中河原九二九番ほか一七筆	一一、二〇三	
農事組合法人ファーム・おだ	東広島市河内町小田二五一七番地五	東広島市河内町小田字日吉平八五〇番ほか四五筆	五八、七二九	
農事組合法人ファーム志和	東広島市志和町内二五五八番地	東広島市志和町志和東字小屋一三九五番一ほか四五六筆	六三二、六〇七	
吉川 智晃	安芸高田市高宮町原田二七二六番地	安芸高田市高宮町原田字吉迫二七一九番ほか五筆	三、一三七	
柳原 高広	安芸高田市甲田町下甲立一一六八番地三	安芸高田市甲田町上甲立字末兼一五番一ほか一筆	九、二八八	
倉谷 昌司	安芸高田市高宮町原田一五九六番地三二	安芸高田市高宮町原田字清水一五〇七番	三、二四六	
株式会社ハラダファーム本多	安芸高田市高宮町原田一六七九番地	安芸高田市美土里町横田字岡野原二一七二番一ほか一四筆	一九、八四四	
21 有限会社M A S S .	安芸高田市美土里町横田一四七六番地三	安芸高田市美土里町横田字瀬木迫四五七八番一ほか四筆	五、九二六	
株式会社羽佐竹農場	安芸高田市高宮町原田一六三八番地一	安芸高田市美土里町本郷字陰地一四三一番一ほか六筆	九、〇〇〇	
株式会社トペコおばら	安芸高田市甲田町下小原三〇二七番地二	安芸高田市甲田町上小原字建石四五四番ほか六筆	三、五〇八	

岩倉 信之	安芸高田市美土里町横田四二二番地	安芸高田市美土里町横田字下ノ原一二五七番一ほか三筆	八、九六〇
上田 義之	安芸高田市高宮町房後五九九番地	安芸高田市高宮町房後字柳谷九二九番二ほか二筆	四、六三五
今桐 玄郎	安芸高田市高宮町原田一二六〇番地	安芸高田市高宮町原田字龍王山二九七一番二二三ほか二筆	一、九四七
有限会社桑田の庄	安芸高田市美土里町桑田七六〇番地	安芸高田市美土里町北字下黒滝五九〇〇番一ほか七筆	七、四七七
農事組合法人えーの	安芸高田市吉田町山手一九五二番地	安芸高田市吉田町常楽寺字堂ノ本二五一番一ほか四筆	九、七六七
農事組合法人星城の里	安芸高田市吉田町桂四三番地二	安芸高田市吉田町高野字尻面二〇七番	一、三三〇
農事組合法人小笹	山県郡北広島町下石二二七番地	山県郡北広島町下石字古市六八番一ほか一九四筆	二八一、三二八
泉 繁樹	山県郡北広島町下石一〇六番地一	山県郡北広島町下石字古市三〇番ほか二二筆	三九、七八一
農事組合法人せら富士屋	世羅郡世羅町重永八五一番地一	世羅郡世羅町大字青水字弁城五五番一ほか三筆	六、七五五
農事組合法人穂M I NORI	世羅郡世羅町下津田二三七〇番地	世羅郡世羅町下津田字末麗一六四七番一ほか七筆	七、二五八
農事組合法人恵	世羅郡世羅町大字賀茂四〇四番地	世羅郡世羅町大字賀茂字石ケ坪二七八番ほか三筆	五、一〇一
福田 雄志	世羅郡世羅町青近三二〇番地	世羅郡世羅町青近字天満崎五四二番一ほか二筆	一、六一五

二 縦覧場所

広島県農林水産局農業担い手支援課

三 縦覧期間

平成二十六年十二月二十五日から平成二十七年一月八日まで